

Tax news letter

2016年（平成28年）度税制改正大綱の主な改正点

平成27年12月16日に与党より、消費税の軽減税率を含めた平成28年度税制改正大綱が公表されました。本ニュースレターでは特に個人富裕層及び中小企業オーナー並びに中小企業に関連する主な改正点を中心にご紹介いたします。

なお、税制改正の詳細は改正法案等の公表を待たなければならず、今後の国会審議等により内容に変更が生じる可能性があります。また、本文右側に記載した解説は現時点で公表されている資料に基づき筆者が作成したものであり、今後提出される法案等の内容により異なる取り扱いになる可能性があります。

<目次>

- I. 法人税等・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2
 - 1. 実効税率の引き下げ
 - 2. 減価償却の見直し
 - 3. 生産性向上設備投資促進税制の縮減・廃止
 - 4. 少額減価償却資産の損金算入特例の延長
 - 5. 欠損金の繰越控除制度の見直し
 - 6. 外形標準課税の拡大
 - 7. 企業版ふるさと納税の創設

- II. 所得税等・・・・・・・・・・・・・・・・・・P4
 - 1. 相続した空き家に係る譲渡所得の特別控除の創設
 - 2. 住宅の三世代同居改修工事等に係る特例の創設
 - 3. 居住用財産に係る譲渡所得の特例の延長
 - 4. 市販医薬品に係る医療費控除の特例の創設
 - 5. 通勤手当の非課税限度額の引上げ
 - 6. 国外転出時課税制度の整備

- III. 相続税・贈与税・・・・・・・・・・・・・・・・P5
 - 1. 贈与税の配偶者控除に係る申告書添付書類の見直し
 - 2. 農地等の納税猶予制度の期限確定事由の見直し

- IV. 消費税・・・・・・・・・・・・・・・・・・P6
 - 1. 軽減税率
 - 2. インボイス制度導入までの経過措置
 - 3. インボイス制度
 - 4. 高額資産を取得した場合の仕入税額控除の見直し

- V. その他の税目・・・・・・・・・・・・・・・・P7
 - 1. 機械装置に係る固定資産税の軽減
 - 2. 国税クレジットカード納付の創設
 - 3. 加算税の見直し

I. 法人税等

1. 実効税率の引き下げ

平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税の税率を23.4%（現行23.9%）に、平成30年4月1日以後に開始する事業年度から23.2%に引き下げる。法人事業税所得割の税率改正とあわせて、法人実効税率が次のとおり引き下げられる。

➤ 資本金1億円超の普通法人

事業年度	平成27年度	平成28年度	平成30年度
実効税率	32.11%	29.97%	29.74%
引下げ幅	—	△2.14%	△2.37%

※標準税率で計算

➤ 中小法人（資本金1億円以下の普通法人）

事業年度	平成27年度	平成28年度	平成30年度
実効税率	34.33%	33.80%	33.59%
引下げ幅	—	△0.53%	△0.74%

※課税所得800万円超の税率

2. 減価償却の見直し

現行では定率法を選択できる建物附属設備、構築物及び鉱業用建物について、平成28年4月1日以後取得の資産から償却方法を定額法に一本化する（所得税についても同様とする）。

※鉱業用の建物、建物附属設備、構築物については、定額法又は生産高比例法
＜定率法を適用できる減価償却資産＞

現行	改正後
建物附属設備、構築物、車両運搬具、機械装置、工具器具備品、船舶、航空機、 鉱業用減価償却資産	車両運搬具、機械装置、工具器具備品、船舶、航空機

＜減価償却費の計算比較＞

建物附属設備：給排水・衛生設備

（取得価額3,000万円、法定耐用年数15年）

償却方法	償却率	1年目償却費	1年目～5年目 累計償却費
【現行】定率法	0.133	399万円	1,530万円
【改正後】定額法	0.067	201万円	1,005万円
減少額 （減少率）		△198万円 （△49.6%）	△525万円 （△34.3%）

3. 生産性向上設備投資促進税制の縮減・廃止

先端設備や生産性の改善に資する設備を取得した場合の特別償却又は税額控除の制度について、期限どおり縮減・廃止する（所得税についても同様とする）。

区分	平成28.3.31まで	平成29.3.31まで
機械装置等	即時償却又は5%税額控除	特別償却50%又は4%税額控除
建物、構築物	即時償却又は3%税額控除	特別償却25%又は2%税額控除

【改正の方向】解説

【減税】

平成27年度改正に引き続き、法人実効税率が下がります。外形標準課税が適用される資本金1億円超の法人は実効税率が来年度から20%台となります。

資本金1億円以下の中小法人は、事業税所得割の税率変更がないため、実効税率の引下げ幅は小さくなっていますが、それでも33%台になりますので、利益の1/3が税金という捉え方ができます。

なお、中小法人の課税所得800万円以下の実効税率は基本的には変更がなく、23.20%（400万円超800万円以下の部分）、21.42%（400万円以下の部分）です。

【増税】

法人税率引き下げの代替財源として、建物附属設備と構築物の減価償却方法について定率法が適用できなくなります。

例えば、建物の建築費には必ず建物附属設備や構築物に区分されるものがありますので、自社の事務所・工場等の建築や賃貸物件等の建築時は初期の減価償却費が減り、税負担が増えるため、定率法による償却と比較してキャッシュフローが悪化します。

なお、個人の場合、建物附属設備と構築物の償却方法は原則定額法（事前に届出を提出した場合のみ定率法）ですので、法人に比べると影響が小さいと考えられます。

【増税】

平成26年度改正で創設された、生産性向上設備に係る特例が延長されずに、予定どおり縮減し、期限到来をもって廃止となります。

A類型（先端設備）は、特に要件のハードルが低く、利用しやすい制度でしたので、適用期限内の設備投資を再度検討する必要がありそうです。



4. 少額減価償却資産の損金算入特例の延長

中小企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合の全額損金算入の特例について、対象となる法人から従業員数 1,000 人超の法人を除外した上、適用期限を 2 年（平成 30 年 3 月 31 日までの取得）延長する（所得税についても同様とする）。

5. 欠損金の繰越控除制度の見直し

(1) 資本金 1 億円超の法人等の繰越欠損金の控除限度額を段階的に引き下げる。

<控除限度割合>

事業年度	27.4.1～	28.4.1～	29.4.1～	30.4.1～
27 年改正	65%	65%	50%	50%
28 年改正	65%	60%	55%	50%

(2) 繰越欠損金の繰越期間を 10 年（現行 9 年）に延長する措置の適用開始を 1 年遅らせて、平成 30 年 4 月 1 日以後開始事業年度に生じた欠損金からとする。

6. 外形標準課税の拡大

法人事業税所得割の税率を引き下げ、外形標準課税（付加価値割、資本割）の税率を引き上げることにより、外形標準課税の比率を 5/8 に拡大する。

区分	27 年度	改正案	
		28 年度	
付加価値割	0.72%	1.2%	
資本割	0.3%	0.5%	
所得割	年 400 万円以下の所得	3.1%	1.9%
	年 400 万円超 800 万円以下	4.6%	2.7%
	年 800 万円超	6.0%	3.6%

(注 1) 付加価値額 40 億円未満の法人について負担変動の軽減措置を設ける

(注 2) 所得割の税率には地方法人特別税を含む

7. 企業版ふるさと納税の創設

青色申告法人が、平成 32 年 3 月 31 日までの間に、地方公共団体が行う地方創生を推進する上で効果の高い一定の事業に対し、寄附金を支出した場合には、現行の寄附金損金算入措置に加えて以下の税額控除を創設する。

税目	税額控除額	控除限度額
①法人事業税	寄附金額×10%	税額の 20% (29 年度以降は 15%)
②法人住民税	寄附金額×20%	税額の 20%
③法人税	②で控除しきれなかった額又は寄附金額×10%	税額の 5%

【概ね減税】

平成 28 年 3 月 31 日が期限となっていた少額減価償却資産の特例が延長されます。ただし、資本金 1 億円以下の中小企業者等であっても従業員が 1,000 人を超える法人は適用対象外となります。

【概ね増税】

資本金 1 億円以下の中小法人（大法人の 100%子会社等を除く）は、控除限度額の制限はありません。

【一】

資本金 1 億円以下の法人については、外形標準課税の適用がないため、影響はありません。

【減税】

個人版ふるさと納税ほどの減税効果はありません。減税効果を加味しても支出金額の 40%程度の持ち出しになると考えられます。なお、対象範囲は地域再生法の改正法に規定される予定です。



II. 所得税等

1. 相続した空き家に係る譲渡所得の特別控除の創設

相続開始直前において被相続人の居住用の用に供していた家屋（相続開始直前で被相続人以外の居住者がいないもの）及びその土地等を相続により取得した個人が、相続開始日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までに家屋の譲渡若しくは家屋と土地等の譲渡、又は家屋を取り壊して土地等のみを譲渡した場合には、譲渡益から3,000万円を控除することができる（住民税の計算も同様とする）。

<主な適用要件>

- ① 昭和56年5月31日以前に建築された家屋（区分所有建築物を除く）であること
- ② 平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間の譲渡であること
- ③ 家屋及びその敷地は相続時から譲渡時まで、居住、貸付又は事業の用に供されていなかったこと
- ④ 家屋が耐震基準に適合しない場合は耐震リフォームを行うか又は家屋を取り壊すこと
- ⑤ 譲渡価額が1億円以下であること
- ⑥ 確定申告書に地方公共団体等による確認書等の添付があること

2. 住宅の三世同居改修工事等に係る特例の創設

所有する自宅に三世同居改修工事等をして、平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に、居住の用に供したときは、所得税の税額控除を適用できる。

(1) 借入金で改修工事等を行った場合

増改築等に係る住宅ローン控除の対象に追加し、次に掲げる区分の住宅ローン年末残高（限度額1,000万円）に応じ、税額控除を適用する。

区分	ローン残高	控除年	控除率
① 三世同居改修工事	250万円まで	最大5年	2%
② ①以外の増改築工事	1,000万円まで	最大5年	1%

※対象工事①+②の合計でローン残高1,000万円を限度

<主な適用要件>

- (ア) ①キッチン、②浴室、③トイレ又は④玄関のいずれかを増設する改修工事（改修後、①から④のいずれか2つ以上が複数となるものに限る）であること
 - (イ) 工事費用の合計額が50万円を超えること
 - (ウ) 住宅ローンは、償還期間5年以上であること
- (2) 自己資金で改修工事等を行った場合

三世同居改修工事に係る標準的な工事費用相当額（250万円を限度）の10%に相当する金額を居住の用に供した年分の所得税額から控除する。

<主な適用要件>

- (ア) 上記(1)(ア)と同じ
- (イ) 標準的な工事費用の合計額が50万円を超えること
- (ウ) 合計所得金額が3,000万円以下であること
- (エ) 住宅ローン控除の適用を受けないこと

【減税】

相続した空き家を売却した場合における所得税等の軽減措置が創設されます。

現行では被相続人の自宅を相続した相続人が当該不動産を売却した場合、相続人自身が居住していないときは3,000万円控除が適用できません。本特例の創設により、被相続人の自宅を相続して空き家となった場合でも3,000万円控除が適用できます。

ただし、耐震性がない家屋については、耐震リフォームをするか、又は取り壊して更地で売却するかのいずれかが必要となります。また、マンション等の区分所有建築物は本特例の対象外です。

平成28年4月1日以後の譲渡から適用ですので、平成25年1月2日以後の相続で取得している空き家で賃貸等していないものは、本特例の適用対象になると考えられます（取得時期の制限は大綱に記載なし）。

【減税】

キッチン、浴室、トイレ、玄関のいずれか2つ以上が複数となる改修工事をした場合の税額控除で、ローン又は自己資金いずれの場合も適用できます。

ローン控除の場合は、既存の増改築に係る住宅ローン控除に組み込まれ、控除額は最大で三世同居改修工事分で25万円（5万円×5年）となります。

自己資金の場合の最大控除額もローン控除と同様に25万円（250万円×10%）ですが、こちらは工事完了後、居住開始年の所得税から全額控除します。



3. 居住用財産に係る譲渡所得の特例の延長

下記の居住用財産の譲渡に係る特例の適用期限を2年（平成29年12月31日まで）延長する。

- ① 特定居住用財産の買換え場合等の長期譲渡所得の課税の特例
- ② 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除
- ③ 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

4. 市販医薬品に係る医療費控除の特例の創設

健康の維持増進及び疾病の予防への一定の取組を行う個人について、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間における一定の医薬品の購入費用の合計額が年12,000円を超える場合、その購入費用のうち12,000円を超える額（88,000円を限度とする）を所得から控除する。

なお、本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができない。

5. 通勤手当の非課税限度額の引上げ

通勤手当の非課税限度額を現行の月10万円から月15万円に引上げる。なお、平成28年1月1日以後に支給を受けるべき通勤手当について適用する。

6. 国外転出時課税制度の整備

- (1) ストックオプションを、国外転出時課税制度の対象有価証券の範囲から除外する。
- (2) 納税猶予の期限満了に伴う納期限を、国外転出の日以後5年4ヶ月以内とする。
- (3) 国外転出の日の属する年の所得税の計算において、国外転出時課税制度が適用されていない場合には、国外転出の時にあって有する有価証券等の取得価額を時価に洗い替えないこととする。
- (4) 国外転出時課税制度により生じた上場株式等の譲渡損失について、損益通算及び繰越控除の対象とする。

III. 相続税・贈与税

1. 贈与税の配偶者控除に係る申告書添付書類の見直し

贈与税の配偶者控除の適用に係る申告書の添付書類について、登記事項証明書に限るのではなく、居住用不動産を取得したことを証する書類（例えば贈与契約書も可）に変更する。平成28年1月1日以後に贈与を受ける財産について適用する。

2. 農地等の納税猶予制度の期限確定事由の見直し

納税猶予の適用農地について、区分地上権が設定された場合であっても、その農地で相続人等が耕作を継続するときは、納税猶予の期限は確定せずに、納税猶予を継続する。平成28年4月1日以後の区分地上権の設定について適用する。

【減税】

平成27年12月31日が適用期限であったマイホームの譲渡に係る各種特例の単純延長です。①は売却益の課税繰り延べ制度、②は譲渡損失の損益通算・繰越控除制度、③は住宅ローンの残高があるマイホームの売却損に係る損益通算・繰越控除制度です。

【減税】

人間ドックや定期健康診断等又は予防接種を受けていることを要件に、医療用から一般用へ転用された医薬品の購入費用に関する医療費控除の特例が創設されます。10万円までの医薬品購入費用（生計一の配偶者及び親族の分を含む）が対象となりますが、現行の医療費控除との選択適用となります。

【減税】

新幹線通勤についても非課税となるよう非課税限度額が引き上げられます。東京駅又は新大阪駅から200km圏の新幹線通勤がカバーされる見込みです。

【減税】

平成27年度税制改正で導入された国外転出時課税制度の各種整備が行われます。

【減税】

贈与税の課税価格から2,000万円を控除する配偶者控除について、所有権移転登記を行わない場合であっても、贈与契約書等を申告書に添付により、本制度の適用対象とします。

【減税】

農地で耕作を継続しつつ、太陽光パネルを設置するための区分地上権を設定する事例があります。農地の納税猶予を受けている場合、現行では納税猶予が打ち切りとなりますが、改正により、耕作を継続していれば納税猶予が継続されることとなります。

IV. 消費税

1. 軽減税率

(1) 制度の概要

平成29年4月1日から飲食料品と一定の新聞について8%の軽減税率を導入する。また、複数税率制度の下において適正な課税を確保する観点からインボイス制度（適格請求書等保存方式）を平成33年4月1日から導入する。

(2) 対象品目

- (ア) 酒類及び外食を除く飲食料品
- (イ) 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞

2. インボイス制度導入までの経過措置

(1) 請求書等の記載

消費税の仕入税額控除において、インボイス制度導入（平成33年4月1日）までは現行の請求書等保存方式を維持する。ただし、軽減税率対象品目に係る請求書等の記載事項として下記2点を追加する。なお、下記事項については、当該請求書の交付を受けた事業者が事実に基づき追記することを認める。

- (ア) 軽減対象課税資産の譲渡等である旨
- (イ) 税率の異なるごとに合計した対価の額

(2) 中小企業者の簡便計算

基準期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者のうち、売上又は仕入を税率の異なるごとに区分することが困難な事業者は、平成29年4月1日から平成33年3月31日までの期間、売上税額又は仕入税額を一定の簡便的な方法により計算することができる。

(3) 中小企業者以外の事業者の簡便計算

売上又は仕入を税率の異なるごとに区分することが困難な事業者のうち、基準期間における課税売上高が5,000万円を超える事業者は、平成29年4月1日から平成30年3月31日の属する課税期間の末日までの期間について、売上税額又は仕入税額を一定の簡便的な方法により計算することができる。

3. インボイス制度

(1) インボイス制度の概要

原則として、事業者（免税事業者を除く）のうちインボイス交付事業者として税務署に申請し登録を受けた事業者から交付されたインボイスを保存する場合に限り、消費税納税額の計算において仕入税額控除を適用できるものとする。ただし、公共交通機関や自動販売機等からの一定課税仕入れは、帳簿への記載のみで仕入税額控除が認められる。なお、平成33年4月1日以後に事業者が行う資産の譲渡等から適用する。

(2) 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置

インボイス制度導入後に免税事業者等から行った課税仕入れについては、下記期間に限り一定の請求書等の保存を要件に下記金額を仕入に係る税額として仕入税額控除する。

期間	控除税額
H33.4.1～H36.3.31	課税仕入れに係る消費税額×80%
H36.4.1～H39.3.31	課税仕入れに係る消費税額×50%

【減税】

消費税率10%への引上げと同時に軽減税率(8%)が導入されます。対象品目は左記のとおりですが、ハンバーガー店のテイクアウトやピザの宅配等は外食には該当せず、軽減税率の対象となります。

新聞については、駅等での購入や電子版は対象外です。なお、書籍と雑誌については、対象品目に追加するかを引き続き検討するとされています。

【減税】

納税すべき消費税が事業者の手元に残る「益税」の対策としてインボイス制度が導入されますが、当面は事務負担等に配慮して簡素な方法とされます。

インボイス導入後は、登録を受けた課税事業者が交付するインボイス（適格請求書）の保存がないと仕入税額控除できなくなります。

平成33年4月までは、現行の仕入税額控除に係る請求書等の保存要件を維持し、区分経理できるよう請求書等の記載内容を変更します。

また、課税売上5,000万円以下の事業者で区分経理が困難な場合は4年間（課税売上5,000万円超の事業者は1年間）は売上の一定割合を軽減税率に係る売上として税額計算できる特例措置等が設けられます。

【増税】

平成33年4月から仕入税額控除にはインボイスの取得・保存が原則必要です。

免税事業者であっても消費税を相手方（買手）に請求できますが、インボイスは交付できません。したがって、免税事業者からの課税仕入れについては仕入税額控除ができないため、同じ価格の商品であれば、買手としてはインボイスを交付できる課税事業者から購入した方が仕入税額控除できる分、実質負担金額は少なくなります。免税事業者の中には、取引の関係上、あえて課税事業者を選択するケースもでてくと想定されます。

なお、インボイス導入後6年間は免税事業者からの仕入であっても一定金額の仕入税額控除が認められます。

4. 高額資産を取得した場合の仕入税額控除の見直し

- (1) 簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に高額資産（税抜1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産）の課税仕入れ等を行った場合には、高額資産の課税仕入れ等の日の属する課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間までの間は、免税事業者制度及び簡易課税制度を適用しない。
- (2) 自ら建設等した資産については、建設等に要した費用の額が税抜1,000万円以上となった日の属する課税期間から当該建設等が完了した日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間において、上記(1)の措置を講ずる。
- (3) 上記改正は、平成28年4月1日以後に高額資産の課税仕入れ等を行った場合について適用する。ただし、平成27年12月31日までに契約を締結している場合は適用しない。

V. その他

1. 機械装置に係る固定資産税の軽減

中小企業者等が平成31年3月31日までの間において、一定の機械装置の取得をした場合には、当該機械装置に係る固定資産税の課税標準を最初の3年間価格の2分の1とする。

2. 国税クレジットカード納付の創設

国税の納付手続について、平成29年1月4日以後の納付分からクレジットカードによる納付を可能とする。

3. 加算税の見直し

加算税制度を見直し、平成29年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税から下記を適用する。

- (1) 税務調査に係る事前通知後からその調査による更正等を予知する前までの間に修正申告又は期限後申告を行った場合の加算税の税率を引き上げる。

ただし、相続税等について遺産分割が確定するなどして任意に行う修正申告等、源泉所得税の不納付加算税等は引上げの対象としない。

＜事前通知から更正予知の期間に係る加算税＞

区分	現行	改正案
過少申告	0%	5% (10%)
無申告	5%	10% (15%)

※ ()書は、加重される部分に係る加算税の割合。例えば過少申告の場合、期限内申告納税額と50万円のいずれが多い金額を超える部分が()書の税率となる。

【増税】

消費税の還付スキームを封じるための改正です。平成22年度改正でいわゆる自販機スキームを封じる法整備が行われましたが、法人を設立し、課税事業者を選択した状態で2年期間を置き、その後の事業年度で建物等を取得して消費税の還付を受けた場合、翌事業年度から免税事業者又は簡易課税制度を選択することができました。本改正により、このスキームが利用できなくなります。

【減税】

資本金1億円以下の中小企業者等が、生産性を向上させる機械装置を取得した場合の固定資産税（標準税率1.4%）を3年間半分にする軽減措置です。

【一】

地方税の一部は現在もクレジットカードで納付できますが、国税はできませんでした。従来納付書で納付できる国税であれば、税目及び金額は基本的に制限なしの予定です。

【増税】

税務調査の事前通知が義務化されて以降、事前通知直後に多額の修正申告又は期限後申告を行い、加算税の賦課を回避している事例があります。当初申告のコンプライアンスを高める観点から、税務調査の事前通知と更正予知までの期間の加算税の税率を引き上げます。

- (2) 過去5年以内に無申告加算税（更正予知に限る）又は重加算税を課された者が、再び無申告又は仮装・隠蔽に基づく修正申告書の提出等を行った場合は、加算税を10%重くする。

区分	現行	改正案
無申告加算税	15% (20%)	25% (30%)
重加算税	35%	45%
重加算税（無申告）	40%	50%

※地方税の加算金についても同様に割合を10%加算する

現行では無申告や仮装・隠蔽が行われた回数にかかわらず、重加算税等の税率が一定でしたが、過去5年以内に重加算税等を課された者が、同じような行為を繰り返した場合には、重加算税等の税率を10%加重します。

税制改正に関するより詳しい情報に関しては下記までお問い合わせください。

税理士法人 TOMO 税理士 小高育幸
(川崎支店) Tel.044-440-3017